

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第88号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
（局等及び課並びに内部組織の設置）				（局等及び課並びに内部組織の設置）			
第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。				第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。			
部局等	局等及び課	内 部 組 織		部局等	局等及び課	内 部 組 織	
略				略			
農林水産部	略			農林水産部	略		
	水産課	管理担当	漁業調整係		水産課	管理担当	漁業調整係
	水産振興局	略			水産振興局	取締船	略
略				略			
（農林水産部各課の所掌事務）				（農林水産部各課の所掌事務）			
第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。				第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。			
農政課～農林総合研究所林業試験場 略				農政課～農林総合研究所林業試験場 略			
水産振興局水産課				水産振興局水産課			
(1)及び(2) 略				(1)及び(2) 略			
(3) 漁業取締りに関すること（ <u>水産事務所の所掌に属するものを除く。</u> ）。				(3) 漁業取締りに関すること。			
(4)～(6) 略				(4)～(6) 略			
(7) 漁船及び小型船舶に関すること（ <u>水産事務所の所掌に属するものを除く。</u> ）。				(7) 漁船及び小型船舶に関すること。			
(8)～(14) 略				(8)～(14) 略			
（名称、位置及び所管区域）				（名称、位置及び所管区域）			

第153条 鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		漁業取締りに関する事務	その他の事務
鳥取県境港水産事務所	境港市	鳥取県の区域	米子市、境港市及び西伯郡

（内部組織）

第155条 水産事務所に管理係、境港水産振興担当及び取締船を置く。

第153条 鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県境港水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡

（内部組織）

第155条 水産事務所に管理係及び境港水産振興担当を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。